

# 山梨県公報

号外第二十六号

令和元年

九月三十日

月 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和元年九月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
志村かずよし後援会	志村 勝之	志村 善彦	大月市梁川町塩瀬一七二一	令和元年七月一日	令和元年八月十九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	清水やすおを支援する会	横内 豊秋	小野 七重		令和元年八月十三日	令和元年八月十九日
旧		秋山 利良	秋山 松江			

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
金井洋介を支援する会		山梨県林業政治連盟		さめだ光一後援会		自由民主党山梨県J A支部			
土屋雅五	堀川茂憲	渡邊雄司	杉本光男	宇野幹也	長田哲也	澤井實	長田学	小池通義	中澤昭
葦崎市龍岡町下條東割八二六		葦崎市龍岡町下條東割九一九							
令和元年八月十七日	令和元年八月二十日	平成三十年五月二十五日	令和元年八月二十日	平成三十一年一月三十一日	令和元年八月二十六日	令和元年六月二十八日	令和元年八月十一日	令和元年八月十一日	令和元年八月二十一日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
大石源廣後援会	薦木喜一	加藤恒夫	大月市七保町瀬戸二六五	令和元年七月三十日	令和元年八月二十日
たかとり偉一後援会	奈良俊治	奈良正洋	上野原市上野原五二二三	令和元年七月三十一日	令和元年八月二十一日
自由民主党山梨県甲府市第二支部	白井成夫	河西正博	甲府市大手三十四四四五	令和元年八月十一日	令和元年八月二十一日

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年九月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八八六

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の

三分の一の数（その総数が四十万を超える四十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年九月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八二、三七七

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える四十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年九月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、九八二
中巨摩郡	五、二七一
南都留郡	一二、八四二
甲府市	五一、九七八
富士吉田市	一三、七四七
都留市・西桂町	九、七三六
山梨市	九、八七三
大月市	七、一一五
韮崎市	八、二九六
南アルプス市	一九、六九〇
北杜市	一三、五四八
甲斐市	二〇、五六七

笛吹市	一九、三八三
上野原市・北都留郡	七、一六三
甲州市	九、〇一二
中央市	八、二二一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番